

監査委員告示第9号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年12月8日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。
なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

- 1 監査執行年月日 令和2年10月28日(水)
午前10時00分から
- 2 監査対象部局及び監査の対象
市民部 市民課
 - (1) 窓口業務の外部委託の検討状況について
 - (2) 本人通知制度の登録状況及び通知状況について(令和2年9月末現在)
 - (3) 情報セキュリティ内部監査結果(平成30年度)に対する対応状況について
市民部 国保年金課
 - (1) 令和2年度人間ドックの利用状況について
 - (2) 令和2年度保険給付の動向について
 - (3) 特定検診受診率及び特定保健指導実施率の向上に向けた施策実施状況について
 - (4) 国民年金相談等に係る事務状況について(平成30年度～令和2年9月末現在)
市民部 人権推進課
 - (1) 第2次木津川市男女共同参画計画の策定進捗状況及び庁内審議

会等の女性登用状況について

(2) 加茂人権センターの備品・物品の管理状況について

(3) 小谷駐車場の管理委託について

追加資料

・小谷駐車場管理業務委託報告書

令和2年4月から9月分

市民部 まち美化推進課

(1) 第2次木津川市環境基本計画の策定進捗状況について

(2) 家庭系可燃ごみ有料指定袋制度の収益によるごみ減量施策の令和2年度新規事業の進捗状況について

(3) 墓地管理事業費及び環境衛生事務事業費に係る会計年度任用職員の事務内容と勤務実績について

追加資料

・循環型社会推進基金の預金通帳（写し）

総務部 財政課・行財政改革推進室

(1) 施設類型別個別施設計画（第1期）の時点修正状況について

(2) 物品の登録・移動等の管理状況について

(3) 使用料等の見直し状況について

(4) 指定管理者制度についての利用者アンケート結果に基づく対応について

追加資料

・不要物品処分依頼書及び物品所管替書

・加茂人権センター（令和2年度分）

・加茂児童館（令和2年度分）

・学校給食センター（令和元年度及び令和2年度分）

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【市民課】

市民課は、マイナンバーを含む特定個人情報を取り扱う部署である。このため、基幹系システムは静脈認証など高度なセキュリティにより運用されているところである。

しかしながら、情報を取り扱うのは職員であるため、職員は引き続き細心の注意を払いながら市の情報セキュリティを遵守し、4つ（組織的、人的、物理的、技術的）の安全管理措置を徹底されたい。

また、事前型登録本人通知制度については、住民票の写しなどの証明書の不正請求や不正取得の早期発見に有効であり、市民の権利保護の観点から、多くの市民に登録されるよう引き続き登録促進に努められたい。

現在、窓口業務の見直しを図られているが、検討されているように単に経費削減を目的とした外部委託を導入するのではなく、市民の利便性を第一義としたうえで、AI等を活用した効率的、効果的な見直しとなるよう取り組まれたい。

【国保年金課】

国保加入者に人間ドックや特定検診、保健指導等を受けていただくことで、加入者の健康維持はもとより将来の医療費の抑制にも繋がる。

残念ながら今般のコロナ禍の影響により、加入者の特定検診の受診控や保健指導の中止により受診率等が低下していると考えられるが、引き続き積極的に受診等の勧奨に努められたい。

国民年金事務は法定受託事務であるが、本市は他団体と比べ、転出入等の住民異動が多いため、加入者からの相談や各種申請が比較的多い。

これらに対応するため、専門知識を有した職員を専属的に配置しているところであるが、今後も市民サービスの観点から、きめ細やかな対応や各種申請のチェックをお願いする。

【人権推進課】

コロナ禍の影響により本年度に予定していた各種事業が中止となっている。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、社会生活も大きく変化しており、今後、事業等の開催あたっては、感染症拡大防止対策を十分に講じて実施されたい。

また、4月の緊急事態宣言の発出により外出禁止や在宅勤務が広がった結果、5月、6月のDVの被害相談件数が前年度の同月と比較して1.6倍になったとの報道もあった。本市においてもDVの防止と被害者保護の観点から、相談体制の強化や一時保護の適切な実施に取り組まれたい。

【まち美化推進課】

第2次木津川市環境基本計画の策定については、現在、関係団体や小学生へ

のアンケート調査を実施されており、今後、パブリックコメントも実施される予定である。

本市のまちづくりの基本原則である市民との「協働の原則」、「参加・参画の原則」、「情報共有の原則」に基づき、今後10年間の本市の環境施策の指針となる計画を策定されたい。

また、家庭系可燃ごみ有料指定袋の収益については、ごみ減量施策に有益な活用が行われているかどうかなど市民の関心が高いことから、今後も市民への還元となる施策を推進するとともに、収益がどのように活用されたかなど台帳等を整備して基金の可視化に努められたい。

【財政課】【行財政改革推進室】

本市では、これまで廃止等となった公共施設や不要となった物品については、他部署での活用或いは売却を行うなど有効活用を図っているところである。

今般、機能廃止となった木津学校給食センターで使用していた調理器具等については、使用可能なものも多くあると思われるため、所管部署に対して安に廃棄処分とするのではなく、有効活用や売却などを速やかに行うよう指導されたい。

また、平成29年3月に策定した「木津川市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の見直しについて、今後も計画的に進められたい。

行政財産の使用に係る使用料や特定のものに行う事務に係る手数料については、地方自治法の規定により徴収することができるとされている。

本市では合併以後その多くの見直しを行ったことがない一方、消費税率が改定されるなど運営に係る経費は上昇している。

このため、使用料等の適正化を図るため、改定が進められていたが、今般のコロナ禍の影響により運用が延期された。

使用料等の改定は、行財政改革において必要であると考えられるが、コロナ禍の影響により、社会活動が制限され経済的にも疲弊していることから、改定時期については慎重に検討し実施されたい。

指定管理者制度については、改善指示が的確に行われているか、追跡調査を実施し、対応されたい。